

8 土 商 発 第 4 号
令和8年4月21日

各 位

土 佐 市 商 工 会
会長 片岡 賢
(公印省略)

土佐市地域振興券加盟店の募集について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃は土佐市の商工業の振興に関し多大なご協力を頂き、誠に有難うございます。

さて土佐市では、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた土佐市内の住民及び事業者を支援するため、土佐市内の小売店等で使用することができる地域振興券を配付する事業を進めています。

そのため、土佐市内の住民の皆様が多くの店舗で使えるよう広く加盟店を募集します。是非ともご加盟頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 事業目的

エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた住民及び事業者支援

2. 事業概要

土佐市民を対象に、市内加盟店で利用できる 10,000 円分の地域振興券を配布し、土佐市内での消費を喚起する。

3. 加盟店条件

土佐市内において、小売店、飲食店、サービス業、その他（運輸通信業、工業、建設業、農林水産業等）を営む方（支店・営業所も含む）とする。

(別記1に掲げる者以外の者)

4. 加盟方法

「土佐市地域振興券取扱加盟店申込書」(様式1)

「誓約書」(様式2)

振込口座の通帳の表面と中開き面のコピー を商工会に提出する。

※申込用紙等は、土佐市商工会ホームページ からダウンロードできます。

※申込書は郵便でも受け付けます。

送り先：〒781-1102 土佐市高岡町乙 3451-1 つな一で 3F 土佐市商工会

5. 加盟店申込期間

令和8年4月27日～5月13日（一次募集）

※郵送の場合は、5月13日必着とします。

期間内に申込いただいた事業者様は、初回の加盟店一覧表（印刷物）に掲載いたします。

べ切後も加盟店登録の受付は行いますが、加盟店一覧表（印刷物）には掲載できません。随時更新し、商工会のホームページに掲載いたします。
できるだけ、期限内に加盟店申込をお願いいたします。

6. 土佐市地域振興券の配布
基準日における土佐市住民に対して土佐市が発送。
7. 土佐市地域振興券の配布期間（予定）
令和8年7月15日（水）～ 令和8年7月31日（金）
8. 土佐市地域振興券の使用
土佐市地域振興券（額面：1,000円）で買い物を希望された場合、現金同様に取扱って下さい。ただし釣銭は出さないでください。
※商品券や「たばこ」など利用対象にならないものもあります。
詳細は、別記2をご参照ください。
9. 土佐市地域振興券の使用期限
令和8年8月1日（土）～ 令和8年12月31日（木）
10. 土佐市地域振興券の換金
 - ・土佐市商工会にご持参ください。
 - ・換金受付は原則、①毎月15日締め、支払は当月末営業日振込
②毎月 月末営業日締め、支払は翌月 15日振込の月2回とします。
 - ・締め日、振込日が土日祝祭日の場合は、前営業日となります。（別紙1参照）
 - ・換金に係る手数料は無料です。
 - ・振込口座は、取扱加盟店申込書（様式1）に記入してください。また、振込口座の通帳の表面と中開き面のコピーも提出してください。
 - ・使用済み「土佐市地域振興券」の詳しい換金方法等につきましては、加盟店登録後に書面にてお知らせします。
11. 土佐市地域振興券の換金期間
令和8年8月3日（月）～ 令和8年1月15日（金）
※土日祝日及び令和8年8月10日（月）～8月17日（月）、令和8年12月28日（月）～令和9年1月4日（月）を除く。
12. 土佐市地域振興券の見本等
加盟店の皆様方には後日、チケットの見本、ポスター等をお渡しします。

※皆様のご協力・ご加盟をよろしくお願いします。

【お問い合わせ】

土佐市商工会

〒781-1102 土佐市高岡町乙 3451-1

つな一で 3F

☎ 088-852-1261

✉ tosa@kochi-shokokai.jp

URL <https://www.kochi-shokokai.jp/tosashi/>

別記 1

○加盟店になれない者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- (2) 特定の宗教若しくは政治団体と関わる場合又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 入札参加停止又は入札参加除外の措置等を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、又は実質的に経営に関与している団体その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- (5) 「地域振興券を使用することができない取引」の項に規定する取引又は商品のみを取り扱う店舗等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特定事業者とすることが不適当と認める者

別記 2

○土佐市地域振興券の使用の対象にならないもの

- (1) 出資に係る支払
- (2) 公租公課に係る支払
- (3) 社会保険料に係る支払
- (4) 生命保険、火災保険、自動車保険等の保険料に係る支払
- (5) 振込代金、振込手数料等の支払
- (6) 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、インターネット回線料金、日本放送協会の受信料等の支払
- (7) 商品券、ビール券、図書券その他の資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 3 条に規定する前払式支払手段、有価証券、切手、印紙等の換金性の高いものの購入
- (8) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (9) 当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）第 2 条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (10) 競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）第 6 条に規定する勝馬投票券、モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）第 10 条に規定する舟券、自動車競争法（昭和 23 年法律第 209 号）第 8 条に規定する車券及び小型自動車競争法（昭和 25 年法律第 208 号）第 12 条に規定する勝車投票券の購入
- (11) 土地若しくは家屋の購入又は家賃、地代、駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に係る支払
- (12) 金融機関への預入れ
- (13) 特定の政治団体と関わるもの又は公序良俗に反するものに係る支払
- (14) 前各号に掲げるもののほか、地域振興券の使用の対象として市長が不適当と認めるものに係る支払等

土佐市地域振興券取扱加盟店申込書

申込日：令和 8 年 月 日

土佐市地域振興券の取扱加盟店として申し込みます

1. 会社の名称等

会社名		業 種	
住 所	〒		
代表者名		担当者名	
連絡先（電話番号）			
文書等の発送先	本社 ・ 各登録店舗 どちらかに○ 本社と登録店が同じ場合は、本社に○		

2. 店舗名及び店舗住所をご記入ください。

※店舗名（屋号）は加盟店一覧に掲載する名称を記入してください。

■ 1 店舗目

店舗名（屋号）		業 種	:
住 所	〒		
連絡先（電話番号）		担当者	:

■ 2 店舗目 ※土佐市内に複数店舗あり、加盟店登録する場合ご記入ください。

店舗名（屋号）		業 種	:
住 所	〒		
連絡先（電話番号）		担当者	:

■ 3 店舗目 ※土佐市内に複数店舗あり、加盟店登録する場合ご記入ください。

店舗名（屋号）		業 種	:
住 所	〒		
連絡先（電話番号）		担当者	:

裏面もご記入ください

3. 土佐市地域振興券の換金振込口座をご記入ください。

振込口座 1 店舗目分 屋号（店舗名）【 】

フリガナ		
口座名義		
金融機関/支店名	銀行	支店
種 類	普通	・ 当座
口座番号		

4. 複数店舗を加盟店登録する場合の振込口座について、① ②どちらかに○をしてください。

①まとめて一つの口座に振込む（上記記入の口座）

②加盟店舗毎に口座を指定して振込む（下記に口座を記入）

振込口座 2 店舗目分 屋号（店舗名）【 】

フリガナ		
口座名義		
金融機関/支店名	銀行	支店
種 類	普通	・ 当座
口座番号		

振込口座 3 店舗目分 屋号（店舗名）【 】

フリガナ		
口座名義		
金融機関/支店名	銀行	支店
種 類	普通	・ 当座
口座番号		

5. 提出書類

- ・ 土佐市地域振興券取扱加盟店申込書（様式1）
- ・ 誓約書（様式2）
- ・ 振込口座の通帳の表面と中開き面のコピー

令和 年 月 日

土佐市商工会 会長 片岡 賢 様

住所又は事務所所在地

フリガナ
商号又は名称

フリガナ
氏名又は代表者名

印

生 年 月 日 年 月 日生

誓 約 書

私は、土佐市地域振興券取扱加盟店申込について、土佐市暴力団排除条例及び土佐市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則に基づき、暴力団を利することとならないように、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、私の土佐市地域振興券の加盟店舗登録申請に際して、自己又は自社の役員等が、裏面に掲げる事項のいずれにも該当する者ではありません。
- 2 私は、裏面に掲げる者の該当の有無を確認するため、関係機関から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、土佐市地域振興券の加盟店舗登録申請について、土佐市商工会が定める事項や指示を遵守するとともに、不正換金等の行為は絶対に行いません。

以上

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (6) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (7) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (8) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (9) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

地域振興券「土佐市地域振興券」取扱要領

第1条（目 的）

土佐市商工会（以下「本会」という）と、「土佐市地域振興券」（以下「地域振興券」という）の取扱加盟店（以下「加盟店」という）は、この要領にしたがって地域振興券を取扱うものとする。

第2条（地域振興券の加盟店）

1. 加盟店は土佐市内の事業者とし、本会が指定する日までに本会へ登録申込みを行った事業者とする。
2. 加盟店は本会が配布する加盟店ステッカー等を使用者に見やすい場所に掲示するものとする。
3. 加盟店の一覧は本会ホームページ等に掲載するものとする。
4. 加盟店になれない事業者は別表のとおりとする。

第3条（地域振興券の使用期限）

地域振興券の使用期限並びに換金期限を次のとおりと定め、期限を超えた地域振興券は取扱わないものとする。

1. 使用期間は、令和8年8月 1日～令和8年12月31日とする。
2. 換金期間は、令和8年8月 3日～令和9年1月15日とする。
※令和8年8月10日（月）～8月17日（月）、令和8年12月28日（月）～令和9年1月4日（月）を除く。
3. 換金受付時間は 平日午前9時～午後4時までとする。

第4条（地域振興券の額面）

地域振興券の額面は1, 000円とする。

第5条（地域振興券の使用制限）

地域振興券は第3条で規定する加盟店の商品及びサービス等の対価として使用できるものとする。ただし、地域振興券を使用することができない取引については別表のとおりとする。

第6条（地域振興券の取扱い）

地域振興券の取扱いに際しては、次の事項を遵守する。

1. 使用者が有効期限内に地域振興券を持参したときは、地域振興券額面分の物品の販売およびサービスの提供を行うこと。
2. 地域振興券を受取った加盟店は、地域振興券の裏面に必ず署名と押印をすること。
3. 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに本会に連絡すること。
4. 地域振興券は現金同様に取扱うこと。但し、額面金額に満たない取引の場合には

釣銭の払戻しは行わない。また、地域振興券と現金との引換えを行ってはならない。

5. 使用者から受取った地域振興券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
6. 地域振興券の換金については、券面の3分の2以上が残っていることを条件とする。なお、破損した地域振興券を使用者が利用しようとした場合、券面の3分の2以上が残っているか確認をすること。
7. 地域振興券の保管は、十二分に注意し、紛失、損壊、汚損などしないように鍵のかかる保管場所で厳重に保管すること。
8. 使用者から受取った地域振興券の盗難、紛失、滅失に関しては、本会はその一切の責任を負わない。
9. 使用者から受取った地域振興券を紛失等した場合、直ちに商工会に報告し、警察署に紛失届を提出すること。

第7条（地域振興券の換金）

1. 加盟店が、使用者が使用した地域振興券を換金する場合は、換金申込書および使用済み地域振興券を換金指定場所に提出することとする。
2. 換金は加盟店が指定した口座に入金するものとする。
3. 換金額の振込は月に2回実施する。（※8月だけは月1回）
4. 換金の申込締め日と振込日は別紙換金スケジュール表の日程とする。
5. 換金事務については、換金手数料は無料とする。
6. 換金については、換金期限（令和9年1月15日）経過後は受付けない。

第8条（トラブルへの対応）

使用者が地域振興券を使用した際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、キズ、その他の問題等トラブルが生じた場合は、加盟店は誠意をもって使用者との間で問題解決を図ることとし、本会はその一切の責任を負わない。

附則 この要領は、令和8年4月1日より適用する。

別表

第2条 4 加盟店になれない事業者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (2) 特定の宗教若しくは政治団体と関わる場合又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 入札参加停止又は入札参加除外の措置等を受けている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として、又は実質的に経営に関与している団体その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- (5) 「地域振興券を使用することができない取引」の項に規定する取引又は商品のみを取り扱う店舗等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が加盟店とすることが不適当と認める者

第5条 地域振興券を使用することができない取引

- (1) 出資に係る支払
- (2) 公租公課に係る支払
- (3) 社会保険料に係る支払
- (4) 生命保険、火災保険、自動車保険等の保険料に係る支払
- (5) 振込代金、振込手数料等の支払
- (6) 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、インターネット回線料金、日本放送協会の受信料等の支払
- (7) 商品券、ビール券、図書券その他の資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条に規定する前払式支払手段、有価証券、切手、印紙等の換金性の高いものの購入
- (8) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (9) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (10) 競馬法（昭和23年法律第158号）第6条に規定する勝馬投票券、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券、自動車競争法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券及び小型自動車競争法（昭和25年法律第208号）第12条に規定する勝車投票券の購入
- (11) 土地若しくは家屋の購入又は家賃、地代、駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に係る支払
- (12) 金融機関への預入れ
- (13) 特定の政治団体と関わるもの又は公序良俗に反するものに係る支払
- (14) 前各号に掲げるもののほか、地域振興券の利用の対象として市長が不適当と認めるものに係る支払等